

1931年金本位放棄と金本位制の本質

金 井 雄 一

The gold standard seems to have been understood incorrectly for a long time. This paper tries to make sure that the nature and the function of the gold standard described in economics textbooks are only a set of myths. For that purpose, it investigates the 1931 abandon gold in the United Kingdom, and suggests the following points. The linkage to gold had no effect to make pound sterling confidential currency, because sterling was sold enormously in 1931 even when it still had convertibility. And also the gold standard had no function to stabilize the exchange rate within gold points, because exchange operations were needed to maintain fixed rate (gold parity) even when the gold standard existed.

I はじめに

イギリスは、1931年の夏からポンド危機に見舞われ、同年9月に金本位制の停止に追い込まれた。そして、その停止は結局解除されなかった。要するに、イギリス金本位制は31年に放棄されたということなのである。本稿では、この金本位放棄を取り上げ、そこにどのような事態が生じていたのか、またそれらの事態は何を示唆するのか、を解明することにより、金本位制とは何だったのかを改めて考察してみたい。

イギリスの金本位停止の原因を巡っては、既に多くのことが論じられてきた¹⁾。たとえば、ポンド危機を招いた直接的経緯については、短期資金フローの国際的連関から説明されてきた。すなわち、大陸ヨーロッパにおける銀行破綻が各国中央銀行の不適切な対応もあって流動性危機を引き起こし、イギリスが大陸に保有していた資産の凍結をもたらしたためにロンドンからの資金逃避が生じた、というわけである。また、ポンド危機の基盤にあった要因としては、そもそも1925年の金本

位復帰時に採用された旧平価（1ポンド=4.86ドル）がポンド過大評価であったこと、不況過程でイギリスの貿易外取引収入が急速に減少したこと、イギリスの財政赤字に対する懸念が諸外国において広がっていたこと、等々が挙げられてきた。さらには、イギリスの対外短期資金ポジションが不安な状態にあることが、『マクミラン委員会報告書』²⁾によって最も悪いタイミングで公になってしまった、という事情もしばしば強調されてきた。

改めて言うまでもなく、イギリスの金本位停止には様々な問題が絡んでおり、上述のことは全て意味ある指摘である。本稿は、それらを否定しようとするものではない。ただし、本稿は、1931年に外為市場で大量のポンドが売られ続け、イギリスがついに金本位制の一時停止を宣言せざるをえなくなる過程自体に注目する。なぜなら、そこに生じている諸々の事態にこそ、「金本位制とは何だったのか」がよく示されていると思われるからである。

本稿は、まずIIにおいて、金本位制を停止せざるをえなくなる過程を辿り、次いでIIIに

において、政府・大蔵省およびイングランド銀行がポンド危機にどのように対応したのかを明らかにしてゆく。そしてIVでは、金本位停止を巡って生じた諸々の事態によって金本位制の本質がどのように照らし出されてくるかを示してみたい。以上の考察はまた、既に触れたような金融的連関の次元におけるものとは異なる、言わば資本主義の歴史的变化とでも言うべき次元における、金本位停止=放棄の原因を示唆するであろう。

II 金本位停止の経緯

ここでは、イギリス金本位停止の経緯を、まず基本的な事実関係を中心に確認していきたい。

周知のように、1931年5月にオーストリアの大銀行クレディット・アンシュタルト (Credit Anstalt) が破綻すると、その影響によってドイツ諸銀行も苦境に陥り、ウィーンとベルリンではロンドン諸金融機関の資産が凍結されるという事態が生じた。したがって、ロンドン金融市場に流動性不安が存在することは6月には明らかになりつつあったのであるが、たまたま7月13日に、ロンドンが巨額の対外短期債務を負っていることを示す『マクミラン委員会報告書』が公表された。このような状況のなかで、7月中旬からイングランド銀行の金準備が減少し始めたのである。

イングランド銀行は、5月14日にバンク・レート³⁾を3%から2.5%に引き下げたばかりであったが³⁾、金流出に対応するため、7月23日にレートを1%引き上げた。しかし、それでも金流出は止まらず、7月15日に1億6500万ポンドだった金準備は、2週間後の29日には1億3300万ポンドまで減少した。そこ

でイングランド銀行は、30日にバンク・レートをさらに1%引き上げて4.5%とした。また同行は、7月下旬からフランス銀行およびニューヨーク連邦準備銀行との間で借款交渉を行ない、両行から各々2500万ポンド、合計5000万ポンドの借款を得ることに成功した。借款が獲得されたことは、イングランド銀行の保証準備発行額が大蔵省覚書 (Treasury Minute) によって1500万ポンド引き上げられ2億7500万ポンドになるということと共に、8月2日に報道されている。

金流出が止まったのはほぼこの頃であるが、それは、ポンドの信認が回復したためではなかった。ポンドが買支えられたからである。そのことは、借款で獲得したドルおよびフランの喪失が進行していったことが示している。表1⁴⁾から分かるように、イングランド銀行の外為保有額は着実に減少していき、ドルおよびフランの喪失は止まる気配をみせなかった。借款獲得と保証準備発行額拡大という程度の措置では事態を転換できないということが、はっきりしたのである。にもかかわらず、政府は、この状況の打開を図る対応策を打ち出せないまま日時を費やしていった。

もっとも、何も試みられなかったわけではない。実は、この年の3月に、財政支出削減策の検討を任務とする委員会がスノードン (Philip Snowden) 蔵相によって任命されていたのであるが、その「メイ委員会」が7月末に『報告書』⁵⁾を提出した。そこで、マクドナルド首相 (J. R. MacDonald) とスノードン蔵相は、その勧告に従って財政支出の削減を図ろうとしたのである。しかし、当然ながら、失業保険給付や公務員給与の削減という提案は、労働党政権にとって簡単に受け入れ

1931年金本位放棄と金本位制の本質

表1 ポンド危機時におけるイングランド銀行の金・外為
保有額増減および借款使用額：1931.7.13～8.25

100万ポンド

| 月・日 | 金 | | 外為 | |
|----------|-------|-------|-------|--------|
| | 純増減 | 純増減 | 借款使用額 | 純喪失額 |
| 7.13-8.1 | -33.6 | -21.2 | -0.4 | -55.2 |
| 8.4-6 | -1.2 | -4.3 | -0.5 | -6.0 |
| 8.7-13 | +1.0 | +1.9 | -16.6 | -13.7 |
| 8.14-20 | +1.5 | +0.5 | -13.7 | -11.7 |
| 8.21-22 | | -1.3 | -4.6 | -5.9 |
| 8.24 | | +0.4 | -6.2 | -5.8 |
| 8.25 | +0.3 | -0.9 | -5.2 | -5.8 |
| 合計 | -32.0 | -24.9 | -47.2 | -104.1 |

出典：BoE Archive：EID 4/102, Monetary Policy, Theory, General-
24. Notes by Mr. Clay.

られるものではなかった。首相と蔵相は、閣僚達を納得させることができなかつたのである。

結局、第2次マクドナルド内閣⁹⁾は崩壊することになり、首相は、8月23日の夜、内閣総辞職を報告するためにバッキンガム宮殿に向かった。しかし、マクドナルドを待っていたのは、挙国政府(National Government)の組閣という国王ジョージ5世の要請だった。その求めに従って、マクドナルドは、前内閣からはスノードンほか数名が留任するだけで、保守・自由両党の幹部が新たに加わる内閣を、24日に発足させた。そして、28日には、アメリカとフランスから2回目の借款、計8000万ポンドの獲得に成功したのである。

こうして、8月下旬には、深刻な政治的危機もひとまず回避され、今回はイングランド銀行ではなく政府の借款という形をとることになったとはいえ、新規のポンド買支え資金も得られた。しかし、9月に入ってもポンド売りの圧力は弱まる兆しを見せなかつた。買支えの継続は、新たに利用が可能になったドルとフランも急速に枯渇させていったのであ

る。

9月18日になると、フランスからの借款は未だ1700万ポンドほど残っているが、アメリカからの借款はほぼ尽きてしまった、という状況がきた⁷⁾。そこで政府は、一応アメリカとフランスに借款の追加が可能か否かを打診してみたが、好意的返答がなかつたのは当然である。金本位停止が決断されたのは、この日の夜だった。政府は、翌19日(土)に、イングランド銀行に対して金引渡し停止命令を出した。イングランド銀行側では、20日(日)に理事会が開かれ、政府からの命令が確認されるとともに、4.5%のままにされていたバンク・レート⁸⁾を6%に引き上げることが決定された。同じ日に、政府の「金本位停止声明(Press Notice)」⁹⁾も出され、「イギリス政府は、イングランド銀行と協議の後、定められた価格で金を売ることを同行に命じている、1925年金本位法の第1節(Section 1)第(2)項(Subsection (2))の効力を当分の間停止することが必要になっている、と判断した」⁹⁾旨が発表された。そして、翌21日には、「声明」内容を立法化する「金本位(修正)法(the

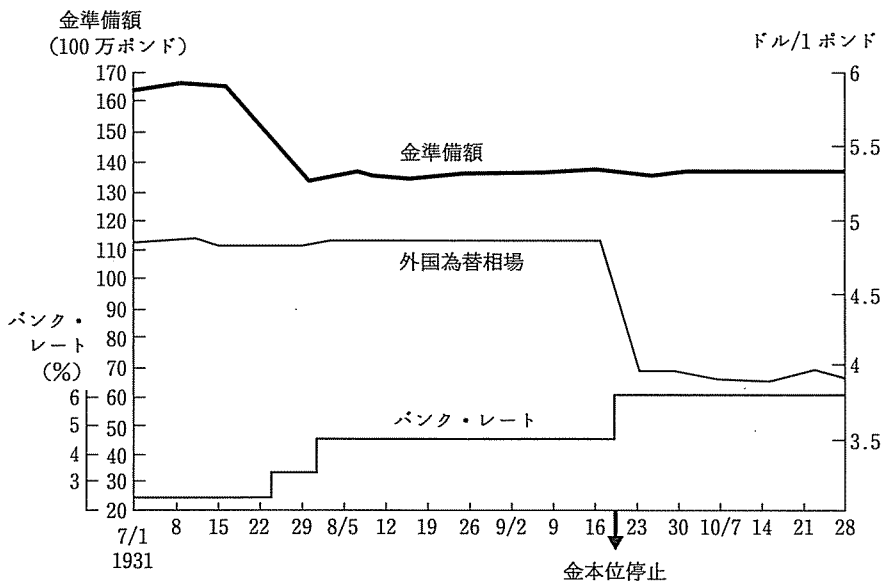
Gold Standard (Amendment) Act, 1931)」¹⁰⁾ がただちに議会を通されたのである。

さらに 22 日には、「金本位 (修正) 法」の第 1 節(3)に基づいて、外為取引を規制するための「大蔵省令 (Order made by the Treasury)」¹¹⁾ も出された。ポンドは、金兌換ができなくなっただけでなく、外貨への転換も制限されることになったのである。そして、金本位停止まで 4.86 ドルに維持されていたポンド相場は、9 月 23 日には 3.98 ドルまで下がった。ただし、停止後も為替操作は続けられていく。以上の過程の概要を示しているのが、図 1 および図 2 である。

なお、ポンド相場は、10 月以降も下がり続けて 12 月 9 日には 3.28 ドルになったが¹²⁾、その後は上昇し始め、翌春には 3 月末に一時

3.83 ドルになるなど、上り過ぎが問題にされる程だった。また、為替管理のための大蔵省令も、32 年 3 月 3 日に撤廃された¹³⁾。そして、アメリカおよびフランスから得た借款の返済も、意外に早く進んだ。返済が実際に完了したのは 32 年 9 月 9 日だったが、それは借款した際の条件に制約されて一部分の返済がその時まで許されなかったからであり、既に同年の春には返済資金は十分に確保されていたのである¹⁴⁾。

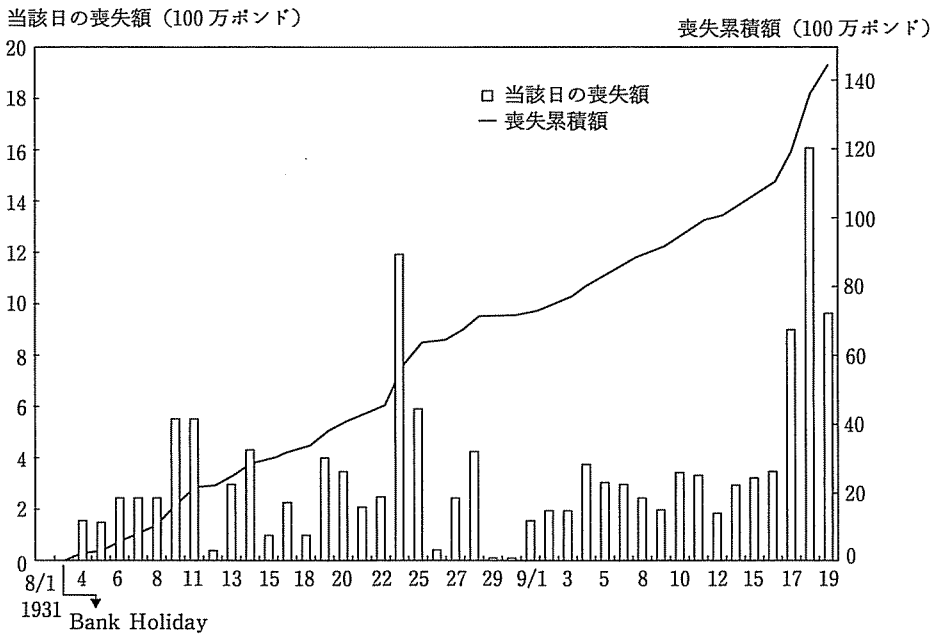
図 1 金本位停止前後の状況：1931.7.1～10.28 (週次)



出典：金準備—*The Economist*；外国為替相場—Bank of England Archive [hereafter BoE Archive]：C 1/79. 1931 Account Book—Rates of Discount, Exchanges, Miscellaneous Prices, & c.；

バンク・レート—R. S. Sayers, *The Bank of England 1891-1944, Appendixes*, Cambridge, 1976. App. 36.

図2 金本位停止直前期の外国為替喪失額：1931.8.1～1931.9.19



出典：BoE Archive: G 15/29, History of 1931 Crisis—Bolton's Account.

III ポンド危機への政府・イングランド銀行の対応

既にIIで述べたことからその一部が窺えるように、1931年のポンド危機に際しては、政府やイングランド銀行は様々な対応を試みている。政府・大蔵省とイングランド銀行は、各々独自に対処策を検討するだけでなく、緊密に連絡を取り合いもした。内閣・大蔵省・イングランド銀行の各文書は、多くの人びとが最新状況の把握に努めつつ諸々の対策を検討し続けるこの時期の緊迫感を、今日によく伝えている。このIIIにおいては、主にそのような内部資料に基づいて、政府・大蔵省ならびにイングランド銀行がポンド危機にどのように対応しようとしたのかを明らかにしていきたい。

[1] 国際収支を巡る議論

まず初めに、ポンド危機に際して貿易収支や国際収支の改善策が議論されていたことを確認しよう。

マクドナルド首相は、31年9月に、内閣の下に置かれる委員会 (Sub-Committee of the Cabinet or Cabinet Committee) として金融情勢委員会 (Committee on the Financial Situation) を設置した。委員には蔵相・外相・保健相が任命され、会合には大蔵省やイングランド銀行の幹部も列席したのであるが、実はこの委員会は、ロンドンからの資金流出が止まらないという事態を前にして、その第1回 (9月14日) には「輸入を減らせないか」ということを話題にしている。そして、第2回 (9月17日) においても、貿易収支の回復について種々の議論を行ない、また、「イギリス人の資金移動を為替管理で止められない

か」ということも話し合っている。すなわち、まさに金本位制が停止されようとしているその時に、貿易収支赤字対策に関連して奢侈品の輸入禁止・輸入課徴金・輸出奨励金などが検討され、短資流出対策に関連して為替管理導入の是非・為替管理の実効性などが論じられているのである¹⁵⁾。

要するに、金融情勢委員会においては、ポンド危機に対して、金準備増強策ではなく、貿易収支・資本収支改善策が議論されていたのである。また、1930年に設置されていた経済諮問会議 (Economic Advisory Council)¹⁶⁾の下に設けられた経済情報委員会 (Committee on Economic Information)¹⁷⁾における議論も、同様であったことが伺える。経済情報委員会は金本位停止以前の時点ではまとまった文書を作成していないが、たとえば、議長の指示によって9月15日に回覧されている文書は、イギリスの貿易収支や国際収支に関する資料なのである¹⁸⁾。ちなみに、イングランド銀行においても、ポンド危機への対応として関税が有効であるとする議論などが行なわれていた¹⁹⁾。

ともかく、ポンド危機に見舞われ、このままでは金本位制の維持は難しいとの認識が広まりつつあった時点においても、大蔵省・イングランド銀行の幹部も列席する内閣の会議は、金準備それ自体の増加ではなく、むしろ貿易収支・資本収支の改善が大きな問題であると考えていたのである。そして、実際上も、IIで確認したように、イングランド銀行金準備は7月後半こそ確かに減少したが、その後は減っていかず、9月中旬においても8月上旬と同水準の1億3000万ポンド以上にあった。金準備は決して枯渇などしておらず、問題は、買支え続けねばポンド相場を維持する

ことができないということだったのである。その意味で、問題は国際収支だったのである。

[2] 財政赤字を巡る議論

次に、ポンド危機との関連でイギリスの財政赤字の問題が議論されていたことを確認しよう。

諸外国においてはイギリスの財政赤字に対する懸念が広がっており、それがポンド売りを招いているという指摘は、ポンド危機のかなり早い段階から行なわれていた。「問題になっていたのは相対的に小さな数値だったことを考えると、後の時代の人びとが、1931年夏の財政状況がどうして経済政策における大きな転換を強いる決定的要因でありえたかを理解することは、困難である」²⁰⁾ かもしれない。しかし、当時においては、継続的ポンド売りの大きな原因の一つは財政赤字であると思われていたのである。したがって、ポンドの信認を回復するためには財政赤字削減が不可欠であると意識されていたのである。

たとえば、大蔵省理財局長 (Controller of Finance and Supply Service) のホプキンス (Richard Hopkins)²¹⁾ が蔵相への意見具申として31年7月に作成したと思われる文書には、「外国人が真っ先に見るのは財政状況である」との指摘があり、もしモルガン (J. P. Morgan) にアメリカから借金が得られそうか否かを打診すれば、モルガンは「そもそもまず失業手当および財政の問題について措置が講じられるのか」を最初に問うであろう、ということが述べられている²²⁾。また、この文書には、メイ委員会の報告が公表されると、そこに示されている財政収支ギャップの予想は誇張であるかも知れないのだが、その数字は世界中に打電されるだろう、との心配も記

されている。

なお、ポンド危機を克服するためには財政均衡化が不可欠であると考えていたのはホブキンスだけではなく、大蔵省においてもイングランド銀行においてもそのような見解は主流になっていたようであるが、その際、中心問題の一つは失業保険だった。外国人から「財政赤字の原因は失業手当のような気前のよい支出」²³⁾ という指摘が出るほど、失業保険給付は確かにイギリス財政を圧迫していたのである。ホブキンスもまた、失業保険給付の削減について、しきりに試算を試みている²⁴⁾。しかし、ポンド売りが収束するほど抜本的に失業保険給付を減らすことが労働党内閣には出来なかったのは、既に見たとおりである。

[3] 金本位停止の決定

[1]・[2] で述べたように、激しいポンド売りの継続に対しては、国際収支の均衡回復を目指す貿易収支・資本収支の改善策が検討され、また、財政赤字削減策も検討された。しかし、それらは、つまるところ、輸出競争力回復・輸入圧縮・財政支出削減・増税等々、要するに給与・社会保障給付など各種所得の引下げにつながるような緊縮的政策（いわゆるデフレ的調整策）であった。したがって、大きな抵抗を受けざるをえなかったのである。その象徴的事件が「イギリス海軍の反乱 (mutiny in the British Navy)」²⁵⁾ だった。スノードン蔵相が1931年9月10日に緊急予算案を上程したのであるが、その予算案のなかにあった公務員給与の削減を不満として、9月14日に海軍で演習ボイコット事件が起きたのである。結局、緊急予算案は譲歩を余儀なくされ、政府は抜本的対策を強力に推進することが出来ないまま、やがて金本位停止

は避け難いとの認識が広がっていくことになる。この[3]においては、政府・イングランド銀行がポンド危機への対応として金本位制の停止を決断してゆく過程を明らかにしておきたい。

金本位停止が具体的に議論され始めたのはいつかを正確に示すことは困難であるが、イングランド銀行では、シープマン (Henry Arthur Siepmann)²⁶⁾ が金本位離脱に関して基本的論点を整理した8月19日付の文書を残しており、少なくとも8月中旬には金本位停止に関する検討が行なわれていたことが窺える²⁷⁾。ただし、比較的早くから金本位停止が話題になっていたとしても、停止の検討が始められてからは議論がその方向へ直線的に進んでいくというわけでもなかった。最後の決断が下される直前まで、停止を回避しようとする意見が表明され続けるのである。ポンド相場維持のためにイギリス人が所有する外国証券を動員してはどうか、といったことさえ論じられている。しかし、停止は好ましくないとする見解に立つ議論も、次第に停止も止む無しとの傾向を示すようになっていく。たとえば、イングランド銀行業務局長 (Chief Cashier) カターズ (Basil Gage Catterns)²⁸⁾ が副総裁用に作成したと思われる9月15日付の覚書は、ドル・フラン準備が尽きるので更なる借款が早く考慮されねばならないと述べつつも、「バンク・レート引上げと金準備喪失という古典的方法」や為替管理の実施等にも言及している²⁹⁾。すなわち、買支えによるポンド防衛はもはや限界に来ているとの認識が示されるようになるのである。

このような状況の中でとりわけ目を引くのは、政府とイングランド銀行が緊密に連絡を取り合っていることである³⁰⁾。両者は、既にマ

マクドナルド労働党内閣が崩壊する前から、幹部職員間だけでなく、トップレベル間の協議も行なっている。たとえば 8 月 17 日に、この時期には実質的にイングランド銀行の最高責任者だった副総裁 (Deputy Governor) のハーヴェイ (Ernest Musgrave Harvey)³¹⁾ が、スノードン蔵相を訪ねて、アメリカおよびフランスからの借款があと 10 日程で尽きるといふ見通しを報告している³²⁾。挙国内閣成立後の 9 月 3 日にも首相・蔵相とハーヴェイ副総裁の会合がもたれるなど、政府とイングランド銀行はよく協力し合っていたのである。また、首相官邸は、危機が深まるとともに、イングランド銀行から直接報告を受けようになる。イングランド銀行監督役 (comptroller) のマホン (C. P. Mahon) から官邸のダフ (Patrick Duff) に宛てて、8 月 27 日から 9 月 19 日まで、毎日の金・外為の各喪失額ならびに合計喪失額が報告されていたのである³³⁾。

既に述べたように、金本位停止の直前までそれを回避しようとする議論は残っており、停止決定前日の 9 月 17 日においても、金融情勢委員会では、金本位離脱は避けられるべきという点で全員が一致したので借款の拡大を得るべくあらゆる努力を図るべきである、といったまとめが行なわれている³⁴⁾。しかし、他方では、金本位停止のための具体的準備も進められていたのである。大蔵省では、金本位停止法案を検討する文書が 9 月 17 日付で作成されている。そして、当初の金本位「停止 (suspension)」という表現が「修正 (amendment)」に変更されるなどして、法案が仕上げられていくのである³⁵⁾。

その法案が実際に使用されることになる日は、すぐに来た。9 月 18 日の夜、マクドナル

ド首相は、大蔵省幹部のフィッシャー (Warren Fisher) およびリース＝ロス (Leith-Ross) と共に、イングランド銀行のハーヴェイ副総裁とピーコックに会い、そこでついに金本位停止の決断が下されたのである。そして、翌 19 日午後 3 時 45 分から首相官邸で開催された第 3 回金融情勢委員会の会議中に、ダフが金本位停止法の草稿を持って駆けつけてくるのである³⁶⁾。

こうしてイギリスは、既に II で述べたような金本位停止の手続きに入っていくのであるが、ここで、停止段階においてイングランド銀行が行なった一つの興味深い対応に触れておきたい。実は、イングランド銀行では、金本位停止必至と考えられ始めた時期に、金準備が減少しないまま金本位制を停止するのは好ましくないので敢えて金を一定額だけ流出させた後に停止に入る、という計画が議論されているのである。そして、その計画は同行常務委員会 (Committee of Treasury) においても承認され、31 年 9 月 18 日の同委員会議事録は、合意事項として、「決定的な措置をとる前にイングランド銀行は一定額の金を失うことが望ましいだろう³⁷⁾」と記録している。表 2 が示すように、その計画は実行されて 9 月 18 日に約 180 万ポンドの金が流出させられたのであるが、このエピソードは、1931 年のポンド危機とは何であったのかを、したがってまた金本位制とは何であったのかを、よく物語るものではないだろうか。少なくとも、ここで以下のことは確認できる筈である。この金本位停止は、金準備が減少し、ついに兌換不能となって止む無く決断された、というものではない。金準備は枯渇などしておらず、敢えて減らすということさえ行なわれたのである。

1931年金本位放棄と金本位制の本質

表2 金本位停止直前期の金流出入：1931.8.31～9.19
(ポンド)

| 年・月・日 | 金流出 | 金流入 | 収支 |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1931.8.31 | 12,000 | 25 | -11,975 |
| 9. 1 | 23,241 | 948,100 | 924,859 |
| 2 | — | 34,000 | 34,000 |
| 3 | 11,000 | 23,219 | 12,219 |
| 4 | 12,000 | 121,096 | 109,096 |
| 7 | 19,000 | 300,151 | 281,151 |
| 8 | 19,000 | 1,050,861 | 1,031,861 |
| 9 | 21,000 | 143,399 | 122,399 |
| 10 | 67,000 | 20,710 | -46,290 |
| 11 | 58,000 | 5,841 | -52,159 |
| 12 | — | 647 | 647 |
| 14 | 558,051 | 250,122 | -307,929 |
| 15 | 243,083 | 663,000 | 419,917 |
| 16 | 380,710 | 33,569 | -347,141 |
| 17 | 507,090 | 26,200 | -480,890 |
| 18 | 1,781,748 | 4,749 | -1,776,999 |
| 19 | 907,543 | — | -907,543 |

出典：BoE Archive: C 43/138, Gold; General From 1.1.31 to 31.12.31 — 114B より作成。

[4] 為替管理の導入

政府・イングランド銀行のポンド危機への対応としては、金本位停止後における為替管理の導入も見逃すことはできない。ここでは、為替管理を巡る当局の対応と為替管理実施がもたらした事態を明らかにしたい。

イギリスの金本位停止は、言うまでもなく各方面に大きな影響を与えることであり、大蔵省やイングランド銀行は、停止決定後にも、停止に伴う諸々の問題への対処に繁忙を極めた。たとえば、各植民地に通知する必要があった³⁸⁾。あるいは、ロンドンにポンド建て債権を有していた外国銀行などからの為替差損に対する苦情にも対応せねばならなかった。しかし、最も大きな混乱を引き起こしたのは、為替管理の導入だったのである。

IIにおいて触れたように、イギリスは、金本位制を停止した後、「金本位（修正）法」の規定に基づいて「大蔵省令」を出すのが、これは、イギリス国民または連合王国居住者に、①通常の貿易に必要なもの、②1931年9月21日以前の契約に伴うもの、③適正な理由のある旅行またはその他の個人的目的のためのもの、以外の為替取引を禁止するものであった³⁹⁾。したがって、当然、ある程度の混乱は予想された。そこで、政府・イングランド銀行は、この為替管理の実施にあたっては、金本位停止の政府声明が発表されるより前に、シティの諸金融機関に対して協力を要請したのである。手形交換所加盟銀行委員会(Committee of the London Clearing Bankers)も、会員に対応を指示する文書を出している⁴⁰⁾。

しかし、実際に為替管理に関する大蔵省令が公布され、各方面から問合せが殺到すると、各金融機関では最終的判断ができず、大蔵省・イングランド銀行に意見を求めてくる事例が頻出した。また、直接大蔵省に問合せが来る場合もあり、それにどのように回答すべきかを同省がイングランド銀行に問い合わせる場合も少なくなかったのである。

たとえば、生命保険会社が、9月21日10時の契約に基づいて行なうポンド売りは大蔵省令による禁止に触れるか否か、の判断を求めてきた。事務弁護士(solicitor)が、顧客の遺産相続に伴ってポンドの外貨への転換が必要になったがそれは大蔵省令に違反するの否か、と訊ねてきた。証券会社が、イギリス植民地・自治領から証券を購入すると現地ではポンド売り(現地通貨の購入)が生じることになるが、大蔵省令は植民地・自治領通貨の購入も制限する意図をもつものか否か、の確認を求めてきた。

当然ながら、回答について各当局の意見が分かれることもあり、したがって、大蔵省・イングランド銀行・各種金融機関等々の間で協議せねばならない場合が多数生じた。手形交換所加盟銀行および引受商会の外国為替委員会(Foreign Exchange Committee of the Clearing Banks and Acceptance Houses)やイギリス保険協会(British Insurance Association)も、問合せの相談先に指定されるなどして、混乱に巻き込まれている。手形交換所加盟銀行委員会にいたっては、会員に対して、委員会で検討してほしい疑問がある場合には封筒に「為替に関する質問(Exchange Query)」と記して、ナショナル・プロヴィンシャル銀行(National Provincial Bank Ltd.)海外部(overseas branch)のガー

ニー(A. W. Gurney)に郵送せよとの指示を、9月25日付で出している。為替管理に関する問合せが極めて多かったことを窺わせるものであろう¹¹⁾。

さて、以上の事態が示すように、金本位制が停止された時に実際に大きな問題になったのは、兌換が停止されてしまったということより、むしろ為替管理=ポンドの外貨転換規制の方だったのである。既に述べたように、為替差損を被ることへの苦情は当然あったが、金が入手できなくなったことについては特に大きな問題になっていない。そもそも、既に金貨兌換はできなくなっていたし、固定相場で外貨への転換が保証されているならば通常の取引に関してはポンドを地金に換える意味はなかつただろう。したがって、実際上は、ポンドを金に換えられなくなることよりも、ポンドを外貨に換える自由がなくなることの方が問題だったのである。この事態もまた、金本位制とは何だったのかをよく物語るものではないだろうか。金本位停止時には、兌換停止による混乱ではなく、外為取引制限による混乱が生じたのである。兌換の維持には、一体どのような意味があったのだろうか。

IV 金本位制とは何だったのか

本稿は、1931年ポンド危機の過程および危機への政府・イングランド銀行の対応を明らかにしつつ、金本位停止時に生じた諸々の事態を検出してきた。ここでは、その諸事態のなかから特に注目すべきものを5点取り上げ、それらが、旧来からの金本位制把握に対して根本的疑問を提起し、金本位制の本質を示唆するものであることを、示していきたい。

第1に注目すべき事態は、ポンド危機に際

して、金準備増強ではなく国際収支の改善が議論され、また兌換ではなく外為市場への介入が行なわれた、ということである。このことが意味するのは、1931年の危機が、継続する金兌換要求への対処を迫られるものではなく、ポンド売りへの対処を要するものだったということである。つまり、問題は、ポンド売りを抑制しうるか否かということだったのである。したがって、当然にも金準備増強ではなく国際収支改善が課題となるわけであるが、ただちに改善させることが出来ない以上、ポンド売りに対して買支えを続けるしかないだろう。実際、借款によってドル・フランを確保し、大規模な為替市場介入が実行されたのである。

ところで、金本位制とは、兌換保証によって通貨の信認を確保し、また兌換を通じて外為相場を金現送点の範囲内に安定させるものと言われてきた筈である。しかし、1931年には、兌換を保証されていた筈のポンドが売られ続けた、すなわち信認を失ったのである。また、金本位制の下にありながら、ポンド相場を維持するためには大規模な介入が必要になったのである。伝統的金本位制理解に立つなら1931年には真に奇妙な事態が生じたことになろうが、事実在即して考えるならば、兌換は通貨の信認を保証するものではありえず、金本位制は外為相場を安定させるような機能を持っていなかった、ということになる筈である。

1931年の事態は、兌換保証には通貨信認を維持する力はなく、金本位制には外為相場を安定させる力はないということことを明白にした。金本位制を敷いてさえいれば外為相場は安定する、とは言えないのであり、1931年には全く逆に、為替市場介入によってポンド

相場を支えることで金本位制が必至に維持されていた、ということなのである。したがって、イギリス金本位制はポンドの兌換を保証することにより維持されていたわけではない、と言わねばならない。そして、介入によってポンド固定相場を維持しえている間は金本位制が維持され、ドルとフランが尽きてポンド固定相場維持が不可能になった時に金本位制が停止されたという事実は、金本位維持の断念とは、実質的には、兌換維持の断念ではなく固定相場維持の断念だった、ということを示唆するだろう。金本位停止＝放棄とは、本質的には、固定相場放棄だったのではないだろうか。

第2に注目すべき事態は、ポンド危機に際して、財政赤字問題が議論され、赤字削減が試みられたということである。改めて言うまでもなく、ポンドが売られ続けられる大きな要因の一つに、イギリス財政への懸念があった。それゆえ、1931年の危機に対処するには財政均衡化が必要だったということなのだが、このこともまた、金本位制を敷いていても、兌換を保証していても、通貨の信認は維持されるわけではない、ということをも明白にしている。たとえ兌換通貨であっても、赤字財政による減価が懸念されると、外貨への転換が始まるのである。ポンドの信認にとっては兌換の有無よりもその購買力の方が重要な要因だった、ということが示唆されているのではないだろうか。

第3に注目すべき事態は、ポンド危機に対処すべく緊縮的政策の実施を試みたが、抜本的対策は実行できず、やむなく金本位制を停止せざるをえなかった、ということである。この事態からは、二つのことを確認しておきたい。

この事態が示すのは、まず、1931 年には緊縮的政策の実行が困難になっていたという点である。緊縮的政策が実行できなかつたのは、端的に言えば、給与や社会保障給付の引下げに対する抵抗が大きかつたからであるが、より長い歴史的視点から言えば、金融政策あるいは経済政策がこの時代には以前には無かつた種類の制約を受けるに至っていたからなのである。周知のように、第一次大戦以前においては、国際収支の悪化は基本的には緊縮的政策によって対処された。外為相場維持＝国際収支均衡化のために、金利が引き上げられ、輸入・投資・雇用・所得の圧縮が図られたのである。ところが、この時期のイギリスにおいては、そのような調整が極めて困難になってきていた。国内において労働者の勢力が強まっていただけでなく、国際的には社会主義国が出現するに至つたという政治的・社会的状況は、たとえば失業保険給付を削減しようとするような政策を容易には許容しなかつたのである。それゆえ、緊縮的政策は実現しなかつたのである。

次にこの事態が示しているのは、緊縮的政策が実施できなくなつたがゆえに金本位制の存続も困難になつた、ということである。金本位制とは、金流出入によって国際均衡と国内均衡を自動的に調整することにより存続してきたのではなく、国際収支悪化に際してデフレ的調整が行なわれるのを許容する政治的・社会的状況と共に生きてきたものであるゆえに、その状況が失われてきたとき、存続が困難になつたのである。金本位制が放棄されたのは、まさに、外為相場下落圧力に対して緊縮的政策によって応じることができなかつた時だつた。デフレ的調整の回避が求められ始めた時に、金本位制は行き詰まつたの

である。1931 年の事態は、それを教えていると思われる。

なお、上述のことに関連して、ここで、イングランド銀行が 31 年ポンド危機に際して第一次大戦前のような政策を発動しなかつた、という点にも触れておこう。実は、金本位停止までの過程におけるイングランド銀行の対応については、当時から批判がなされているのである。たとえば、停止時にたまたま外国にいたニーメヤー (Otto Ernst Niemeyer)⁴²⁾ が、イングランド銀行批判の「メモ (Note)」⁴³⁾ を停止直後に残している。そこでも批判されているように、確かに、このときイングランド銀行は、金を流出させて (つまりポンドを買い支えることはせず) バンク・レートを大幅に引き上げるといふ、第一次大戦前に行なわれていた伝統的政策を実施しなかつたのである。しかし、では、伝統的政策を実行していたとしたら金本位停止に追い込まれるのを免れたのだろうか。本稿における考察は、その可能性の検討にはあまり意味がないことを示した筈である。バンク・レート引上げが第一次大戦前ほどの威力を発揮しえたかどうかはここでは論じないとしても⁴⁴⁾、金準備が減少し、大幅にバンク・レートが引き上げられる、ということと同様の効果をもたらそうとした緊縮的諸政策が、実行されえなかつたのである。すなわち、いわゆるデフレ的調整は激しく抵抗されたのである。イングランド銀行の対応が誤つていたという主張は、1931 年には資本主義がもはや第一次大戦前とは異なつた政治的・社会的状況に置かれているということをおぼろしく忘れた議論であらう⁴⁵⁾。

第 4 に注目すべき事態は、金本位制の停止が決断された時、金準備は 1 億 3000 万ポンド

以上保有されており、実際に停止するにあたり敢えて若干の金を減らすことさえ行なわれた、ということである。この事態についても、二つの点を確認しておこう。

この事態から分かることは、まず、通貨の信認は金準備の量とは関係ないということである。金準備が仮にもっと小額でも、国際収支が堅調であればポンド危機など起こらなかったし、金準備が仮にもっと巨額でも、国際収支や財政収支の赤字が続くようならポンド危機はやはり避けられなかった、ということが示されているのである。外為相場安定にとっては金準備量や金準備率は本質的問題ではなく、金準備が多量にあれば金本位制は維持できるというものではなかったのである。

この第4の事態に関して銘記すべきもう一点は、金本位制が停止されたのは金準備が枯渇してしまったからではない、ということである。金準備は、敢えて少し減らさないと金本位停止を言い出しにくいというほど減らないまま推移しており、そのような状態の時に兌換が停止されたのである。つまり、兌換が困難になって金本位停止に至ったのではなく、ポンド相場が維持できなくなったから金本位制を停止したのである。ここには、金本位制の存続にとって本質的問題なのは兌換の維持ではなく外為相場の安定（国際収支の均衡）である、ということが明確に示されていると言えよう。金本位制であろうとなかろうと、通貨の信認にとって本質的問題は兌換保証ではなく国際収支均衡なのである。ただし、国際収支を均衡させねばならないという問題は、金本位制下においては、金流出を防止せねばならないという姿をとって、言わば金本位制の問題に見えてしまう。そこで金本位制というヴェールを取り払ってみれば、本質的

問題は金準備量や兌換ではなく国際収支にあるということが分かる筈なのであるが、1931年の事態は、ヴェールを剥がしてくれているのではないだろうか。

なお、誤解を避けるため、ここで以下の点を述べておきたい。本稿は、金本位制を言わばヴェールにすぎなかったものであると指摘したが、金あるいは金準備には意味がないと主張しているわけではない。もちろん、銀行券＝紙券が流通するのは金兌換の保証があるからではない（19世紀には、金準備が潤渇した時にもイングランド銀行券は流通しえていた。1931年には、巨額の金準備を保有していてもポンドは信認を喪失した）、また、銀行券流通量は金準備量によって調節されているわけではない（金貨本位制下でも、イングランド銀行券流通額は同行金準備額の変化に従っていなかった。両大戦間に金本位を停止しても、あるいは復帰しても、それによって銀行券流通額が変化したわけでない）、等々の点においては、金本位制には伝統的金本位制理解が説くような機能はなかったと言わねばならない。しかし、金本位制の機能を否定することは、金の機能を否定することではない。金は、最も普遍的な購買能力・決済能力を持ち、それゆえ最も普遍的に通用する流通手段・支払手段であり、したがって最も有効な価値保蔵手段（準備資産）である。言うまでもなく、金本位制施行によって初めて金が決済手段になるわけではないから、金本位制が廃止されても金のその機能はなくなるわけではない。

第5に注目すべき事態は、金本位停止後に実際に大きな問題になったのは、兌換停止それ自体ではなく為替管理すなわちポンドの外貨転換規制だった、ということである。金本

位制下ではポンドは金とリンクしていたので信認されていたのだとすれば、金リンクがなくなったことは重大な事態だということになりそうだが、停止後に実際に溢れてきたのは、兌換不能への不満ではなく、為替差損を被ることへの苦情と為替管理に関する問合せだった。つまり、固定相場でなくなった(切り下げられた)こと及び外貨転換が自由でなくなったことに伴う問題が噴出したのである。この事態は、金本位停止とは確かに兌換の停止であるとしても、人びとにとって実際に問題だったのは相場変動ならびに外貨転換制限だった、ということを示すものであろう。ここでは、通貨の信認にとっては兌換保証よりも安定した相場での外貨交換性の方が重要なのだ、ということが示唆されているのではないだろうか。すなわち、兌換保証があっても売られることもあるが、逆に言えば、安定した相場で自由な外貨交換性があるのなら兌換保証がなくとも信認されうる、ということが示唆されているのではないだろうか。金本位制＝兌換保証は、通貨信認の補強要因にはなりえても、決して本質的要因ではないと思われる。

さて、1931年には、以上のような事態が出現していた。これでもなお、通貨の信認は金とのリンクによって支えられていた、と言えるのだろうか。金本位制とは為替相場を金現送点の範囲内に安定させるものである、と言えるのだろうか。金本位制は金準備が枯渇し兌換が困難になって停止に追い込まれた、と言えるのだろうか。それらは全て「金本位制の神話」に過ぎなかったのではないだろうか。

現実の金本位制においては、「神話」とは異なって、通貨は、大量の金準備を保有して兌換を維持していても信認が失われうるもの

だった。すなわち、兌換保証ゆえに信認を得ていたのではなかった。したがって、金本位制とは、それ自体で外為相場を安定させるものではなく、逆に、外為相場の安定したがって国際収支の均衡がなければ存続しえなかったものなのである。つまり、金本位制も、本質的には国際収支に制約されていたのである。

ただし、そうだとすれば、つまり金本位制が行き詰まったのは金準備の制約ではなく国際収支の制約によるとすれば、行き詰まりは金本位放棄によっては解決しないことになる。さしあたり金準備喪失の危険が回避されるだけである。金本位制を放棄してもなお残る国際収支の制約を克服せねばならない。それゆえ、金本位放棄後に為替平衡勘定が登場することになるのである⁴⁶⁾。

注

1) ここに挙げる諸見解については、さしあたり以下を参照。Capie and Wood (1986), pp. 6-7; Capie, Mills and Wood (1986). 前田淳 (1993), 164-168 頁。

2) Committee on Finance and Industry (1931). なお、この『報告書』におけるイギリスの対外短期債務推計上の問題に関しては、以下を参照。Williams (1963), pp. 527-528. 平岡(1993), 92-93 頁。

ちなみに、「マクミラン委員会」とは、第二次マクドナルド内閣(労働党)によって1929年11月に任命された委員会で、マクミラン(H. P. Macmillan)が議長を務めた。正式名称は「金融・産業委員会(Committee on Finance and Industry)」である。1919年まで大蔵省に勤務していたブラドベリー(John Bradbury), LSE(London School of Economics)教授の金融史家グレゴリー(T. E. Gregory), ケインズ(J. M. Keynes), 第一次大

- 戦中に蔵相を務めた、ミッドランド銀行頭取マッケナ(Reginald McKenna), などが委員に名を連ねる。ブラドベリーの略歴については、金井(2002), 注25), を参照。
- 3) この金利引下げには、不況対策と、国債利払い負担を軽減するための低利借換えに向けての条件整備という、二つの意図があったと言われている。Cf. Sayers (1976), vol. 2, pp. 389-390 [西川監訳, 下, 540-541頁].
- 4) この表は、1931年8月22~27日の日付があるクレイ(Henry Clay)のメモ(note)数種が束ねられた文書の中にあり、31年8月27日頃にクレイが作成したものと思われる。クレイは、マンチェスター大学教授であったが、1930年にイングランド銀行の子会社(subsidiary)である証券管理信託(the Securities Management Trust)の理事となり、その後33年から44年までイングランド銀行で総裁顧問(Adviser to the Governors)を務めた。著書に*Lord Norman*, London, 1957などがある。クレイの経歴については、以下のものを参照。Sayers (1976), vol. 1, p. 325 and p. 367 [西川監訳, 上, 453頁および510-511頁], vol. 2, pp. 388-389n [西川監訳, 下, 539頁注], Appendixes, p. 364 [西川監訳, 下, 912頁]; Roberts and Kynaston (eds.) (1995), p. 280.
- 5) Committee on National Expenditure (1931). この報告書を提出した委員会はMay Committeeと呼ばれている。
- 6) 1923年12月の総選挙(保守党258, 労働党191, 自由党159)で過半数を確保できなかった保守党に替わって、自由党の支持を得た労働党が、初めての内閣を24年1月に組織した。それが第一次マクドナルド内閣である。同政権は短命に終わり、24年10月の総選挙では保守党が圧勝したが、29年5月の総選挙で労働党は僅差ながらも初めて第一党になった(労働党287, 保守党260, 自由党59)。これによって生まれたのが、第二次マクドナルド内閣である。
- ちなみに、金本位放棄後の31年10月の総選挙では、挙国派519議席(保守党471, 自由党挙国派35, 労働党挙国派13), 労働党52, 自由党33, その他11となり、第3次マクドナルド内閣が成立した。
- 7) 1931年9月18日に開催されたイングランド銀行・外国為替委員会(Committee on Foreign Exchange)の「会議報告(Report of the Meeting)」に、次のことが記されている。「業務局長(Chief Cashier)から、先物の約束すべてを考慮に入れると、フランスからの借款については約1700万ポンド残っているものの、アメリカからの借款はほとんど使い尽くされた、ということが述べられた。」(BoE Archive: C 43/98, Foreign Exchange Committee, Sept. to Dec. 1931—Committee on Foreign Exchange: Report of the Meeting held on the 18th September 1931, 16-a.)
- 8) この「声明」は次のものに収録されている。Sayers (1976), Appendixes, appendix 23.
- 9) Sayers (1976), Appendixes, p. 264.
- 10) Cf. PRO: T 163/68/G3788, Gold Standard (Amendment) Bill, 1931.
- 11) PRO: T 160/1007/F12600/1, Control of Exchange Operations; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.
- 12) Cf. BoE Archive: C 1/79, Daily Accounts 1931—Rates of Discount, Exchanges, Miscellaneous Prices, &c..
- 13) Cf. BoE Archive: C 43/99, Foreign Exchange Committee, From JAN. 1932 To NOV. 1932.
- 14) Cf. Sayers (1976), vol. 2, p. 429 n. なお、返済過程の詳しい状況については、米倉(2000), 第1章・第2章, 参照。
- 15) Cf. PRO: CAB 27/462, Committee on the Financial Situation, 1931; Sayers (1976), vol. 2, p. 403 n. 1 [西川監訳, 558頁 注28].
- 16) 経済諮問会議はマクドナルド内閣によって設置された。1930年2月から32年1月までの議事録によれば、会合は、マクドナルド首相を議長として首相官邸において行なわれており、第1回は1930年2月17日である。30年には計10回、31年には計3回、開催されている(経済諮問会議は32年以降も存続する)。委員の一人はケインズだっ

- た。また、経済諮問会議は、30 年 7 月 24 日に開催された第 7 回の会合において、同会議の下に経済学者委員会 (Committee of Economists) を設けている。この委員会の議長はケインズが務めることになるが、彼は、ピグー (A. C. Pigou), ロビンズ (L. Robbins) などを委員として招聘した。Cf. PRO: CAB 58/2, Economic Advisory Council, Minutes, 17 February 1930-15 January 1932. なお、経済学者委員会については、岩本 (1999), 190 頁注 18), も参照。
- 17) 経済情報委員会は、経済諮問会議に対する月例報告の準備を指揮することが任務の一つになっていた。議長はスタンプ (Josiah Stamp) で、委員にコール (G. D. H. Cole), ケインズなどが入っていた。Cf. PRO: CAB 58/18, Economic Advisory Council, Committee on Economic Information.
- 18) Cf. *ibid.*
- 19) Cf. BoE Archive: EID 4/102, Monetary Policy, Theory, General.
- 20) Sayers (1976), vol. 2, p. 390 [西川監訳, 541 頁].
- 21) ホブキンス (1880-1955) は、1902 年に公務員になり、まず内国歳入庁 (Inland Revenue) に勤務して、22 年には Chairman of the Board of Inland Revenue になっている。27 年に大蔵省に転任してからは、31 年当時に理財局長、32-42 年に事務次官補 (Second Secretary), 42-45 年に事務次官 (Permanent Secretary), をそれぞれ務め、45 年に退職した。以上は、イギリス公文書館 (PRO) に備えられている Standard (Class) List の「T 165-185」の中にある「T 175」すなわち「Sir Richard Hopkins Papers」に関する説明文、および Peden (1988), p. 56 [西沢訳, 80 頁], による。
- 22) Cf. PRO: T 175/51, Crisis 1931, Drafts, Copies, etc..
- 23) PRO: CAB 58/18, Economic Advisory Council, Committee on Economic Information—No. 31.
- 24) Cf. PRO: T 175/51, Crisis 1931, Drafts, Copies, etc..
- 25) Sayers (1976), vol. 2, p.404 [西川監訳, 560 頁].
なお、以下のものも参照。PRO: CAB 27/462, Committee on the Financial Situation, 1931. 前田 (2002), 46-47 頁注 22)。
- 26) シーブマン (1889-1963) は、1912-19 年大蔵省、23-24 年インド政府、にそれぞれ勤務した後、24-26 年にハンガリー中央銀行 (National Bank of Hungary) 顧問 (Adviser) を務め、イングランド銀行では、1926-45 年に総裁顧問 (Adviser to the Governors), 45-54 年に理事、49-54 年に常務理事会 (Committee of Treasury) 委員、をそれぞれ務めた。Cf. Sayers (1976), vol. 1, p. 163 n. 1 [西川元彦監訳, 227 頁]; Roberts and Kynaston (eds.) (1995), p. 273 and p. 279.
- 27) Cf. BoE Archive: G 1/459, —Going off the Gold Standard (この文書が収められているファイル自体にはタイトルがない。イングランド銀行文書室の分類リスト (bound list) では Gold, Gold Standard とされている)。
- 28) カターンズは、1929-34 年に業務局長、34-36 年に専務理事 (Executive Director), 36-45 年に副総裁、45-48 年に理事、をそれぞれ務めた。Cf. Roberts and Kynaston (eds.) (1995), p. 250, p. 272 and p. 283.
- 29) Cf. BoE Archive: C 43/98, Foreign Exchange Committee, Sept. to Dec. 1931—Memorandum for the Deputy Governor.
- 30) この時期のイングランド銀行と政府の関係は、第一次大戦前におけるそれとは相当異なっている。金融政策が持つ政治的・社会的意義が極めて大きくなってきたことの反映であろう。この点については、さしあたり、金井 (1998 a), を参照。
- 31) ハーヴェイは、1918-25 年に業務局長、25-28 年に監督役 (Comptroller of the Bank), 28-29 年に理事、29-36 年に副総裁、をそれぞれ務め、36 年に 68 歳で退職している。Cf. Roberts and Kynaston (eds.) (1995), p. 250, p. 272, p. 279 and p. 282. なお、「監督役」というポストについて、またハーヴェイの副総裁抜擢については、次を参照。Sayers (1976), vol. 2, pp. 619-620 and pp. 650-651 [西川監訳, 850 頁および 894-895 頁].

1931年金本位放棄と金本位制の本質

- 1931年当時のイングランド銀行総裁は、20年から44年まで異例の長期にわたり在任したノーマン(Montagu Collet Norman)であるが、彼は31年7月末から病氣療養中で(8月5日に一度出勤)、9月28日まで勤務に戻ることができなかった。したがって、31年の危機における最も重要な時期にイングランド銀行を実際に指揮したのは、ハーヴェイ副総裁であった。
- 32) Cf. BoE Archive: G 14/316, Financial Policy; Crisis of 1931, Including Suspension of the Gold Standard.
- 33) Cf. BoE Archive: G 1/457, Financial Crisis 1931 and French and American Credits to British Government from 1931. 8/8 to 1932. 2/4.
- 34) Cf. PRO: CAB 27/462, Committee on the Financial Situation, 1931.
- 35) Cf. PRO: T 163/68/G3788, Gold Standard (Amendment) Bill, 1931.
- 36) Cf. PRO: CAB 27/462, Committee on the Financial Situation, 1931—Proceedings.
- 37) BoE Archive: G 14/316, Financial Policy; Crisis of 1931, Including Suspension of the Gold Standard—Extracts from the Minutes of the Committee of Treasury. なお、次のものも参照。Sayers (1976), vol. 2, p. 406 [西川監訳, 562頁].
- 38) Cf. PRO: T 160/402/F12600/01, Control of Exchange Operations; Communications with Colonies.
- 39) 注11)の資料を参照。
- 40) Cf. PRO: T 160/1007/F12600/1, Control of Exchange Operations; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.
- 41) ここに挙げた為替管理に関する問合せやそれへの対応については、以下のものを参照。PRO: T 160/1007/F12600/1, Control of Exchange Operations; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931; PRO: T 160/1007/F12600/2, Control of Exchange Operations; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931; PRO: T 160/403/F12600/08, Control of Exchange Operations; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.
- 42) ニーメイヤー(1883-1971)は1906年から27年まで大蔵省に勤務した。22年から在任した理財局長(Controllor of Finance)を最後に公務員を辞した後、イングランド銀行に入り、27-38年に総裁顧問(Adviser to the Governors), 38-52年に理事(Director), をそれぞれ務めた。以上は、イギリス公文書館(PRO)に備えられているStandard (Class) listの「T 165-185」の中にある「T 176」すなわち「Niemeyer Papers」に関する説明文と、以下のものによる。Moggridge (1972), p. 279; Peden (1988), p. 57 [西沢訳, 81頁]; Roberts and Kynaston (1995), p. 273 and 279.
- 43) BoE Archive: G 14/316, Financial Policy; Crisis of 1931, Including Suspension of the Gold Standard—Note written by Niemeyer 1931. 9. 21. なお、このニーメイヤーによる批判については、次のものを参照。Sayers (1976), vol. 2, pp. 406-407 [西川監訳, 563頁].
- 44) 「1931年の夏にはバンク・レートが高くしてもイギリスの基本的諸問題の解決に寄与しなかっただろうということは、イングランド銀行の内部ではよく認識されていた。・・・イギリス人が・・・10%のバンク・レートは全世界から金を引き出すことができると自慢できた時は、終わっていた。」(Brown (1940), vol. II, p. 1024.) ロンドンの国際金融センターとしての地位低下がバンク・レート引上げによる外資吸引力を弱体化させていた、ということは明白であろう。
- 45) イングランド銀行は、1931年夏においてだけでなく、そもそも再建金本位制期においては、ポンド危機に際して伝統的政策を発動するとはほとんどなかった。この点については、前田(2002), 37-42頁, 参照。
- 46) この点については、さしあたり、金井(1998b), を参照。

資料

The Bank of England Archive

C 1/79, Daily Accounts 1931.

C 43/98, Foreign Exchange Committee, Sept. to Dec. 1931.

C 43/99, Foreign Exchange Committee, From JAN. 1932 To NOV. 1932.

C 43/138, Gold ; General From 1. 1. 31 To 31. 12. 31.

EID 4/102, Monetary Policy, Theory, General.

G 1/457, Financial Crisis 1931 and French and American Credits to British Government from 1931. 8/8 to 1932. 2/4.

G 1/459. (このファイルにはタイトルが記されていない。)

G 14/316, Financial Policy ; Crisis of 1931, Including Suspension of the Gold Standard.

G 15/29, History of 1931 Crisis.

The Economist

Public Record Office

CAB 27/462, Committee on the Financial Situation, 1931.

CAB 58/2, Economic Advisory Council, Minutes, 17 February 1930-15 January 1932.

CAB 58/18, Economic Advisory Council, Committee on Economic Information.

T 160/402/F12600/01, Control of Exchange Operations ; Communications with Colonies.

T 160/403/F12600/08, Control of Exchange Operations ; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.

T 160/1007/F12600/1, Control of Exchange Operations ; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.

T 160/1007/F12600/2, Control of Exchange

Operations ; Orders under Section 1 (3) of Gold Standard (Amendment) Act, 1931.

T 175/51, Crisis 1931, Drafts, Copies, etc..

Statistical Abstract for the United Kingdom

参考文献

Brown, William Adams, Jr., (1940) *The International Gold Standard Reinterpreted 1914-1934*, 2vols, New York.

Capie, Forrest and Geoffrey E. Wood, (1986) "Introduction", in Capie and Wood (eds.) (1986).

Capie, Forrest and Geoffrey E. Wood (eds.), (1986) *Financial Crises and the World Banking System*, London.

Capie, Forrest, Terence C. Mills and Geoffrey E. Wood, (1986) "What Happened in 1931?", in Capie and Wood (eds.) (1986).

Clay, Henry, (1957) *Lord Norman*, London.

Committee on Finance and Industry, (1931) *Report* (Cmd. 3897), London.

Committee on National Expenditure, (1931) *Report of the Committee on National Expenditure* (Cmd. 3920), London.

Cottrell, P. L., (1995) "The Bank of England in its International Setting, 1918-1972", in Roberts, Richard and David Kynaston (eds.) (1995).

Moggridge, D. E., (1972) *British Monetary Policy 1924-1931 : The Norman Conquest of \$4. 86*, Cambridge.

Peden, G. C., (1988) *Keynes, the Treasury and British Economic Policy*, London [西沢保訳 『ケインズとイギリスの経済政策』早稲田大学出版部, 1996年].

Roberts, Richard and David Kynaston (eds.), (1995) *The Bank of England : Money, Power and Influence 1694-1994*, Oxford (浜田・宮島・小平訳 『イングランド銀行の300年』)

1931年金本位放棄と金本位制の本質

- 東洋経済新報社, 1996年).
- Sayers, R. S., (1976) *The Bank of England 1891-1944*, 3vols., Cambridge (西川元彦監訳『イングランド銀行—1891-1944年—』上・下, 東洋経済新報社, 1979年).
- Williams, D., (1963) "London and the 1931 Financial Crisis", *The Economic History Review*, 2nd ser., Vol. XV, No. 3.
- 岩本武和 (1999) 『ケインズと世界経済』岩波書店。
- 金井雄一(1998 a) 「労働党政権下のBOEの金融政策—中央銀行「独立性」の現代的意義とは」『金融財政』9091。
- (1998 b) 「為替平衡勘定の歴史的意義—金本位放棄後のイギリスにおける内外均衡遮断の試み—」『佐賀大学経済論集』31-3・4。
- (2002) 「1914年恐慌と金本位制下の金貨流通」『経済科学』50-2。
- 平岡賢司(1993) 「金本位制度と基軸通貨ポンド」深町編(1993)所収。
- 深町郁彌編(1993) 『ドル本位制の研究』日本経済評論社。
- 前田淳(1993) 「国際的資金フローと基軸通貨制論」深町編(1993)所収。
- 前田直哉(2002) 「1931年金本位制停止と1930年代前半管理フロート制下の基軸通貨ポンドの経済的基盤」『龍谷大学経済学論集』42-1。
- 米倉茂(2000) 『英国為替政策—1930年代の基軸通貨の試練—』御茶の水書房。
- (名古屋大学大学院経済学研究科)